

デイサービス(通所系)事業所における感染対策マニュアル

—新型コロナウイルス編—

デイサービスセンターたまゆら

デイサービスセンターたまゆらの丘

デイサービスセンター杜のおんがっかい

地域活動支援センター花香房 かざぐるま

2022年(令和4年)8月19日

2022年(令和4年)9月16日改正

2023年(令和5年)5月8日改正

第三章 感染防止の取り組み

感染が疑われる症状が見つかった場合

	情報共有・報告等	消毒・清掃等	疫学調査の協力等
<p>感染が疑われる者 ※センター長、看護師が 判断</p>	<p>・速やかにセンター長に報告し、施設内で情報共有 <センター長> →会長、事務、勤務者、関係者に報告 <相談員> →家族、居宅介護支援事業所等に報告 <看護師> →感染経路・接触者の把握 産業医(源田内科医院:24-1550)に報告</p>	<p><介護士、機能訓練士、その他職員> →ホール(テーブル、椅子、パーテーション)及び利用した共有スペース(トイレ・ドアノブ・手すり・電気スイッチ・ベット・リハビリ器具など)、車椅子の消毒。 ※0.02%次亜塩素酸水またはアルコール製剤を使用。 →換気の徹底</p>	<p>・保健所が行う疫学調査への協力</p>
	<p>職員の場合</p>	<p>・体調観察を行い、出勤前に抗原検査を実施し陰性を確認する。</p>	
	<p>利用者の場合</p>	<p>・速やかに帰宅し体調観察。発熱・風邪症状があれば主治医へ連絡し受診をして頂く。</p>	

感染者が発生した場合(職員の役割と分担の詳細は別紙参照)

感染者 ※医師が判断	情報共有・報告等	消毒・清掃等	疫学調査の協力等
	・速やかにセンター長に報告し、施設内で情報共有 <センター長> →会長、事務、勤務者、関係者に報告 <相談員> →家族、居宅介護支援事業所、各業者等に報告・FAX 送信 <看護師> →主治医、産業医(源田内科医院：24-1550)に報告 →症状出現 2 日前からの濃厚接触が疑われる者のリストを作成(別紙用紙有り)	<介護士、機能訓練士、その他職員> →ホール(テーブル、椅子、パーテーション)及び利用した共有スペース(トイレ・ドアノブ・手すり・電気スイッチ・ベット・リハビリ器具など)、車椅子の消毒。 ※0.02%次亜塩素酸水またはアルコール製剤を使用。 →換気の徹底 <全職員> ・保健所等の指示対応があれば準じる	・利用者のケア記録(日誌・ほのぼの・食事の際の写真撮影記録など)や面会者・接触者の情報提供 <センター長または相談員> ・飯田市役所福祉課(代)22-4511 へ電話し抗原検査キット、感染防止グッズ(ガウン・フェイスシールド等)の物品依頼。
	職員の場合	・自宅療養または入院(医師・保健所の判断)	
利用者の場合			

濃厚接触者定義

		陽性者	
		利用者	職員
接触者	利用者	① お互いにマスクを着用しないで、15 分以上 1m 以内の接触(送迎車内、食席、入浴時等)	お互いにマスクを着用しないで、1 m 以内の距離で 15 分以上の身体介護を受けた(食事介助など)
	職員	① 陽性の利用者がマスク無しの状況で、かつ、職員がマスクやアイシールドせず、1m 以内の距離で 15 分以上身体介護を実施した(送迎車内・食事介助・入浴介助など) ② N95をせず、吸引などエアロゾルが発生する行為を実施 ③ 感染予防策(マスク・アイガード・グローブ・エプロン)せず陽性の利用者の体液に触れた	お互いにマスクを着用しないで、1 m 以内の距離で 15 分以上接触した(休憩室・更衣室など)

濃厚接触者

<p>濃厚接触者 ※保健所が判断</p>	<p>職員の場合</p>	<p>・自宅待機を行い、保健所の指示に従い健康観察</p> <p>※新型コロナウイルス感染症濃厚接触者の健康観察期間について(令和4年7月22日から)</p> <p>新型コロナウイルス感染症の患者と接触した濃厚接触者の健康観察期間について、<u>オミクロン株に限り最終接触日から5日間に改正された。</u></p> <p>また、<u>介護事業所の従業員については、事業所の自費検査により最終接触から2日目及び3日目に抗原定性検査キット(薬事承認されたもの)を用いた検査で陰性確認後、3日目から解除可能となった。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 10日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食などを避けること。 ● 健康観察期間短縮となった従業員は、10日目が経過するまでは業務従事のみ外出すること。 ● 陽性となった場合には、医療機関受診を促し、診断を受けること。 <p>・濃厚接触者の長期間滞在した場所を換気、消毒、清掃</p>
	<p>利用者の場合</p>	<p>・原則個室(面接室)移動し隔離</p> <p>・換気を十分に実施(窓全開)</p> <p>・職員は感染予防策(ガウン、N95、ゴーグル、手袋2重、キャップ、シューズカバー)を行い対応</p> <p>・ケア開始時に、終了時には手洗い・アルコール消毒等の徹底</p> <p>・リハビリテーション、入浴は実施しない。</p>

※新型コロナウイルス感染者・濃厚接触者の療養・待機期間早見表は別紙参照

(2022/07/22 から適応、2022/09/16 より療養期間短縮に伴い改正)

※各職種の役割と分担については別紙参照

※感染疑い・感染者が出た場合の調査用紙は別紙参照

※N95とは…アメリカ合衆国労働安全衛生研究所の規格をクリアし、認可された微粒子用マスクのこと。

6、濃厚接触者の対応と送迎

・原則、家族・ケアマネージャーへ報告し直ちに帰宅して頂く。帰宅の際は、ご家族にお迎えに来て頂く。

・独居・直ぐに帰宅が困難な利用者さんに関しては、面談室にて隔離し調整が付き次第、速やかに送迎する。

・送迎する場合は直前に携わった職員が、感染予防策(防護服・手袋・マスク・キャップ・シューズカバー)を行い送迎する。戻ってきたら、送迎車を消毒し使用しない。

※直前に携わった職員が送迎できない場合は、センター長・相談員・看護師・リーダーが選出する。

※相談員・看護師は施設内に残り、対応・指示を行う。

7、業務・運営方針

<利用者>

・感染(陽性者)が発生した場合、翌日から5日間デイサービスの業務を停止し利用者さん・職員の健康観察を行うと共に施設内の消毒を実施する。

・業務停止中は、利用者の受け入れは原則行わない。

<職員>

・感染が発生した日から2日前までの間に接触があった職員に対し、発生当日から3日間抗原検査を実施する。

・感染が2人以上となった場合には業務を停止する。

※現時点では、翌日から5日間の業務停止が妥当と思えるが、濃厚接触者・接触者・陽性者の待機・療養期間が短縮され情勢の変化が起きている事から厚生労働省と保健所のガイドラインに沿って都度会社側と協議し判断して行く。

8, 濃厚接触者・感染発生時の職員の役割と分担

センター長・相談員	看護師	介護士	機能訓練士・その他
<p>センター長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社長、事務、勤務者、関係者に報告 ・蓋付きゴミ箱・病院用ハイター(次亜塩素酸)、アルコール製剤、感染予防グッズ(防護服・手袋・フェイスシールド・N95・キャップ・シューズカバー、抗原検査キット)等の必要物品の手配と設置指示(飯田市役所福祉課へ物品を依頼し補填) ・外部業者へ連絡 <p>相談員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族・各居宅介護支援事業所へFAXを一斉送信 ・電話対応と日程調整等 ・市役所長寿支援課へ連絡 ・センター長または、相談員が厨房に報告し、看護師と食器変更等の対応を行う 	<p>看護師</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健所へ報告(必要に応じ指示を受ける) 飯田保健所 TEL:53-0444 ・主治医 ・産業医(源田内科医 院)TEL:24-1550 へ報告し必要に応じ指示を仰ぐ。 ・症状出現2日前からの濃厚接触者が疑われる者のリスト作成→相談員へ情報を伝える。また、食器変更など必要があれば一緒に伝える ・消毒場所の指示 ・バイタルサインや健康状態の把握 ・検査等の準備と実施 ・送迎を行う場合は感染予防策の指示 	<p>介護士</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場対応 ・施設内の消毒 ・送迎 ・可能であれば電話対応 ・利用者同士の交流や接触状況の情報収集 リーダー ・全体の把握と指揮 サブリーダー ・帰宅時間の変更に伴う配車変更 	<p>機能訓練士・他職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練は中止 ・現場対応 ・施設内の消毒 ・送迎 ・可能であれば電話対応など

氏名

様

新型コロナウイルス感染者・濃厚接触者の療養・待機期間早見表

感染者	該当	日付	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	症状あり	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目							
濃厚接触者	該当	日付	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	抗原検査あり	職員 ※1	最終 接触日	1日目 検査 陰性	2日目 検査 陰性	3日目 検査陰性 陰性確認時点より待機解除	4日目													
	抗原検査あり	上記以外 (利用者)	最終 接触日	1日目 外出を 控える	2日目 検査 陰性	3日目 検査陰性 陰性確認時点より待機解除	4日目													
	抗原検査なし		最終 接触日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目											
				外出を控える											待機解除					

最終接触日は、感染者の発症日（無症状の場合は検査日）又は、発症日以降に住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い日。

※1 勤務を継続する濃厚接触者：医療従事者（救急隊員を含む）、介護従事者、保育所・幼稚園・小学校等教員、障害者支援施設等の従事者

氏名

様

新型コロナウイルス感染者、濃厚接触者の療養・待機期間早見表

2022/09/16改正版

感染者	該当	日付	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
		症状あり	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目				
濃厚接触者	該当	日付	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
		抗原検査あり	職員※1	最終接触日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目			
		抗原検査あり	上記以外(利用者)	最終接触日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目			
		抗原検査なし		最終接触日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目			
				外出を控える											

最終接触日は、感染者の発症日（無症状の場合は検査日）又は、発症日以降に住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い日。

※1 勤務を継続する濃厚接触者：医療従事者（救急隊員を含む）、介護従事者、保育所・幼稚園・小学校等教員、障害者支援施設等の従事者

新型コロナウイルス感染症による感染者・濃厚接触者の待機期間について

2023年5月8日 改正

- ・鼻や喉からのウイルスの排出期間の長さに個人差がありますが、発症2日前から発症後7～10日間はウイルスを排出しているといわれています。
- ・発症後3日間は、感染性のウイルスの平均的な排出量が非常に多く、5日間経過後は大きく減少することから、特に発症後5日間は他人に感染させるリスクが高いことに注意して下さい。

令和5年5月8日以降、新型コロナ患者は、法律に基づく外出自粛は求められません。外出を控えるかどうかは、個人の判断に委ねられます。その際、以下の情報を参考にしてください。

周囲の方や事業者におかれても、個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします。

各医療機関や高齢者施設等においては、以下の情報を参考に新型コロナウイルスに罹患した従事者の就業制限を考慮してください。なお、高齢者施設等におかれては、重症化リスクを有する高齢者が生活することも考慮してください。

また、感染が大きく拡大している場合には、一時的により強いお願いを行うことがあります。

- (1) 外出を控えることが推奨される期間
 - ・特に発症後5日間は他人に感染させるリスクが高いことから、発症を0日目(※1)として5日間は外出を控えること(※2)
 - かつ、
 - ・5日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快して24時間程度が経過するまでは、外出を控え様子を見ることが推奨されます。症状が重い場合は、医師に相談してください。
 - (※1)無症状の場合は検体採取日を0日目とします。
 - (※2)こうした期間にやむを得ず外出する場合でも、症状がないことを確認し、マスク着用等を徹底して下さい。
- (2) 周りの方への配慮
 - 10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、不織布マスクを着用したり、高齢者等ハイリスク者と接触は控える等、周りの方へうつさないように配慮しましょう。
 - 発症後日を過ぎても咳やくしゃみ等の症状が続いている場合には、マスクの着用など咳エチケットを心がけましょう。

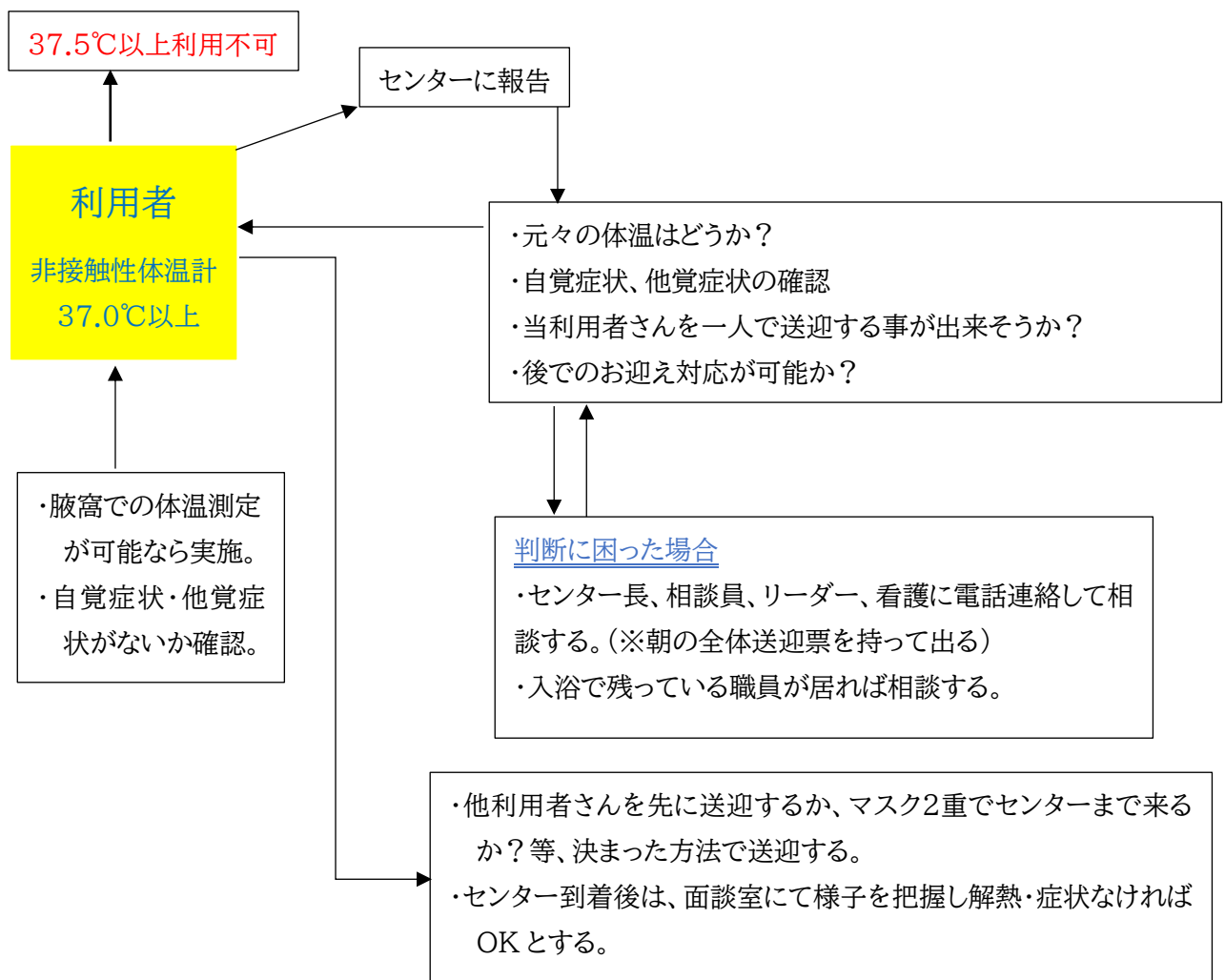
2023年5月8日以降の「濃厚接触者」の取り扱い

令和5年5月8日以降は、5類感染症に移行することから、一般に保健所から新型コロナ患者の「濃厚接触者」として特定されることはありません。また、「濃厚接触者」として、法律に基づく外出自粛は求められません。

9、送迎時の取り決め

【送迎：朝】

- 1、朝の送迎に変更があった場合、送迎票(タイムカード横)も変更して、誰が何処に送迎に出ているか把握出来るようにして下さい。
- 2、送迎職員は非接触性体温計(体温計に車種を表示しました)を持参して出かけて下さい。
- 3、37.0℃以上の場合はセンターに報告して下さい。
- 4、センターに残っている報告を受けた職員の対応



- 5、発熱対応した送迎車は使用後アルコール製剤で消毒する。

10、感染症法上の位置付け変更に伴う変更点(追加) 厚生労働省ホームページより

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが、令和5年5月8日から5類感染症へと変更になります。

- ① マスク着用の取り扱いと同様、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることを基本とする。
- ② 政府としては一律に求めることはなくなり、個人や事業者は自主的な感染対策に取り組む。
政府は、個人や事業者の判断に資するような情報の提供を行う。



<基本的感染対策に関する変更方針(ポイント)>

	現在	今後(5月8日以降)
新型コロナの感染対策の考え方	・法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組み	・個人の選択を尊重し、国民の皆様の自主的な取組をベースとしたもの
政府の対応と根拠	・新型インフル特措法に基づく基本的対処方針による求め	・(基本的対処方針は廃止) ・感染症法に基づく情報提供
事業者に関する取り組み	・事業者による職種別ガイドラインの作成	・(職種別ガイドラインは廃止) ・政府による「職種別ガイドラインの見直し※業界が必要と判断して今後の対策に関する独自の手引き等を作成することは妨げない ・事業者の判断、自主的な取組

<基本的感染対策と今後の考え方>

基本的感染対策	今後の考え方
マスク着用	個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本。 一定の場合にはマスク着用を推奨
手洗い等の手指衛生 換気	政府として一律に求めることはしないが、新型コロナの特徴を踏まえた基本的感染対策として、引き続き有効
「三つの密」の回避 「人と人との距離の確保」	政府として一律に求めることはしないが、流行期において、高齢者等重症化リスクの高い方は、換気の悪い場所や、不特定多数の人がいるような混雑した場所、近接した会話を避けることが感染防止対策として有効(避けられない場合はマスク着用が有効)

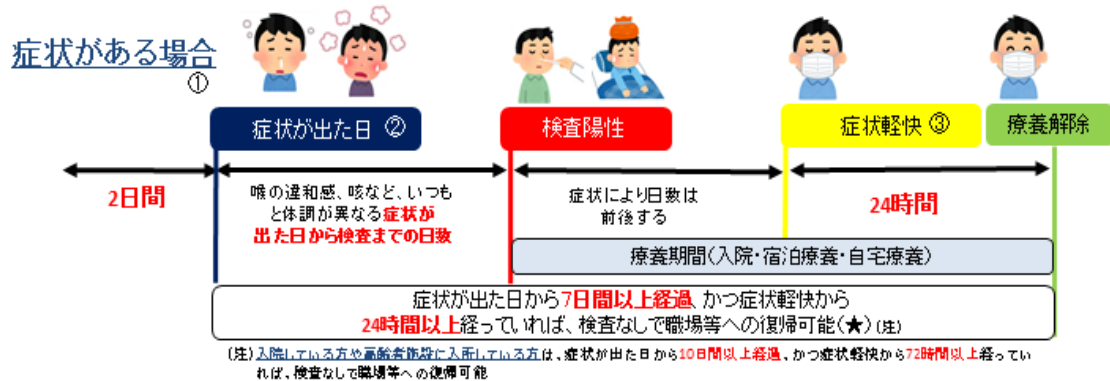
※個人や事業者における基本的感染対策の実施に当たっては、感染対策上の必要性に加え、経済的・社会的合理性や、持続可能性の観点も考慮して、改めて感染対策を検討して下さい。

<現在行われている対応(例)と今後の考え方>

対応(例)	対策の効果など	今後の考え方
入場時の検温	発熱者の把握や、健康管理意識の向上に政府として一律に求めることはしない 資する可能性	
入口での消毒の設置	手指の消毒・除菌に効果	政府の効果(左欄参照)、機器設置や維持
アクリル板、ビニールシートなどパーティション飛沫を物理的に遮断するものとして有効	経費など実施の手間・コスト等を踏まえた	
ジョン(仕切り)の設置	エアロゾルについては、パーティションで費用対効果、換気など他の感染対策との は十分な遮断はできず、まずは換気の徹重複・代替可能性などを勘案し、事業者に 底が重要	において実施の可否を判断

新型コロナウイルス感染症 陽性だった場合の療養解除について

(★)症状がある場合は10日間、症状がない場合は7日間が経過するまでは、**感染リスクがあります**。
検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの
高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、**自主的な感染予防行動の徹底をお願いします**。



- ① 人工呼吸器等による治療を行わなかった場合。
- ② 症状が出始めた日とし、発症日が明らかでない場合には、陽性が確定した検体の採取日とする。
- ③ 解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である場合。
- ④ 陽性が確定した検体の採取日とする。